

消防危第44号  
平成20年3月24日

各都道府県消防主管部長  
東京消防庁・政令指定都市消防長

} 殿

消防庁危険物保安室長

## エタノール3%含有ガソリン（E3）を取り扱う給油取扱所に関する運用について

再生可能な生物由来の有機性資源を利用した燃料であるバイオマス燃料については、地球温暖化対策やエネルギー安定供給等の観点から、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）等に基づき検討が進められ、平成18年3月31日にはバイオマスの利活用の現状と課題の検証を踏まえ、新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定されたところであり、消防庁においても、安全が確保されたバイオマス燃料の利活用を促進するため、安全対策の確立に係る検討を行っているところです。

バイオマス燃料のうち、エタノールを3%含有したガソリン（以下「E3」という。）を取り扱う給油取扱所については、「エタノール3%含有ガソリン（E3）を取り扱う給油取扱所に関する運用上の指針について」（平成16年3月3日付消防危第26号。以下「26号通知」という。）により運用をお願いしてきたところです。

E3を取り扱う給油取扱所の安全対策について検討を進めてきたところ、26号通知で示した事項のうち、①水溶性と関連した漏洩対策（油分離装置の排水から発生する可燃性ガスの爆発火災危険性等）、②泡消火設備又は泡を放射する消火器の消火適用性（非耐アルコール型消火薬剤を放射する消火器を除く。）については、いずれも火災予防上問題のないことが判明したので、従来運用していた26号通知を廃止し、新たに運用を下記のとおり定めましたので通知します。

また、バイオ燃料に関する危険物保安の確保については、引き続き安全対策の確立に係る検討を行い、追って所要の技術基準やガイドライン等の整備を行う予定です。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 E3について

「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されているE3については、第四類第一石油類（消防法別表第一備考第十二号のガソリン）に該当すること。

## 2 位置、構造及び設備の基準

危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第17条の規定によること。

ただし、ガソリン用として製造された設備・機器等においてE3の貯蔵・取扱いを行う場合には、腐食劣化状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、E3と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

## 3 消火設備の基準

政令第20条の規定によること。ただし、泡を放射する消火器については、泡消火薬剤が耐アルコール型のものにすること。

## 4 その他

ガソリンとエタノールを混合してE3を製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：山本、安藤、伊藤

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534